

競争入札参加資格（更新）申請 よくある質問

熊本県出納局管理調達課

1 提出方法について

〈1〉 提出は郵送のみでもいいですか。

電子申請分と郵送分とがありますので、それぞれ提出してください。

※「更新の手引き」の（別紙1）提出書類一覧表をご確認ください。

※電子申請分と郵送分の書類が全てそろってからの受付となります。

〈2〉 郵送分の書類についてファイル綴じは必要ですか。

不要です。封書、書類が紛失しないよう、クリップで留めるかクリアファイル等に入れてください。

〈3〉 電子申請の方法を教えてください。

更新申請ページに記載の URL から申請フォームに移動し、必要事項を入力
のうえ、申請書（エクセル）を添付して提出してください。

※事前の登録やログイン等は必要ありません。

〈4〉 郵送分の提出先を教えてください。

〒862-8570（住所記載不要）

「熊本県出納局管理調達課」です。

※封筒の表に「入札参加資格申請書在中（更新）」と明記してください。

〈5〉 行政書士が事業者の代わりに申請する場合、どうすればよいですか。

申請フォームの連絡先部分に行政書士の連絡先を入力してください。

その他の部分は事業者様の情報を入力し、申請書（エクセル）を提出してください。

（※委任状の提出や特別な手続きは不要です。）

〈6〉 申請書（エクセル）の作成方法を教えてください。

手引きや記入例をホームページに掲載していますので、まずはそちらを参考に作成してください。

〈7〉 過去に使用していた申請書（ワード）を提出できますか。

できません。エクセルで作成した申請書のみ受け付けることができます。エクセルの申請書をホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

2 入札参加資格について

〈1〉 更新の申請書を提出した後、今年度の3月31日までの入札には参加できますか。

できます。更新後の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日からとなります。

〈2〉 今回更新を行うと入札参加資格の有効期間はいつまでになりますか。

更新後の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとなります。

〈3〉 更新の申請をしないとどうなりますか。

令和8年（2026年）4月1日からの入札参加資格がなくなります。

〈4〉 本店から複数の支店（営業所）に委任したいのですが、それぞれの支店〈営業所〉が入札参加資格を持つことはできますか。

できません。入札参加資格は一法人に一つとなります。

〈5〉 入札参加資格結果通知書はいつ頃届きますか。

令和8年（2026年）3月下旬頃を予定しています。

3 申請書記入方法等について

〈1〉 申請書の記載方法がわかりません。

更新の手引きと記載例を参考に記入のうえ提出してください。
記載方法についてご不明な点があれば、管理調達課管理班へお尋ねください。

〈2〉 前回の様式を保存していたので、前回分をそのまま使用できますか。

できません。必ず今回の更新用の様式（【電子申請分】と【郵送分】）を使用してください。

〈3〉 更新用の申請書の入手先を教えてください。

次のとおり、更新のお知らせを熊本県庁ホームページに掲載しております。
熊本県庁のホームページからダウンロードしてください。

●熊本県庁ホームページ

「キーワードでさがす」→「入札参加資格」と入力 →「04更新申請用（物品・業務委託等の競争入札参加資格）」をクリック

●熊本県庁ホームページ

「県政情報」→「組織でさがす」→「出納局」→「管理調達課」
→「競争入札参加資格」→「04更新申請用（物品・業務委託等の競争入札参加資格）」

〈4〉 様式（郵送分）は自署ですか。

自署でなくても結構です。ダウンロードした様式に直接入力するか、法人等のゴム印を使用いただくこともできます。

〈5〉 本社の住所変更（熊本市の区名変更を除く。）を届けていませんでしたが、変更後の住所を記載してもいいですか。

更新申請には変更後の住所を記載していただき、併せて変更届を提出してください。

〈6〉 業務委託の売上高について、登録業種ごとの内訳が算出できません。まとめて記載できますか。

できません。登録業種ごとに記載してください。

業務委託については、売上高を評点項目のひとつとして、登録業種ごとに等級格付けをするため、それぞれの業種の売上高が必要となるためです。内訳の算出が難しいときは、業務に占める割合等で算出してください。

〈7〉 今回登録を希望する業種については売上の実績がまだありません。登録できますか。

できます。実績はなくても、業務内容をご確認いただき業務を遂行できるときは登録できます。

※業種によっては、許認可・資格が必要となります。

〈8〉 従業員や営業年数はいつ時点になりますか。

令和7年（2025年）8月31日現在です。

〈9〉 従業員に役員や代表者は含みますか。パートや臨時職員は含みますか。

代表者（個人事業主）や役員は含みませんが、兼務役員やパート、臨時職員を含みます。ここでいう従業員とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で雇用契約があり賃金を支払われる者ですが、労働基準法第21条に定める次のものは除きます。

〔日々雇い入れられる者、二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者〕

〈10〉 育児休業制度はありますが、介護休暇制度は就業規則にありません。この場合はどうなりますか。

「無」になります。育児休業制度、介護休暇制度の両方ある場合が「有」となります。

〈11〉 役員の一覧表について、自宅の住所を記載したくありません。

役員の一覧表は、平成 23 年 4 月 1 日に施行された熊本県暴力団排除条例により、平成 23 年 7 月 1 日から入札参加資格者について暴力団関係者を排除するため新たに追加となった書類です。

これは県の事務及び事業により暴力団に利することとならないよう措置を講じたものですので、趣旨を御理解のうえ提出してください。

住所の記載がないと申請書内容不備ということになり資格申請を受け付けることができません。

〈12〉 誓約書の誓約者は誰になりますか。委任しているときは委任先の代表者ですか。

委任の有無に関係なく法人の場合は、本社代表者になります。

〈13〉 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書について

- ① 私は個人事業主で特別徴収をしていません。提出は必要ですか。
- ② 私の事業所は、熊本県外で熊本県内には事務所等がありません。提出が必要ですか。
- ③ 私の事業所はケース 4 に該当するため熊本市からの確認印が必要となりました。熊本市は区役所でも対応できますか。
- ④ 特別徴収について制度等の詳しい話を聞くことはできますか。
- ⑤ 領収書を紛失しました。

① 個人事業主も法人もすべての方が、ケース 1 からケース 5 のいずれかに該当しますので、特別徴収を実施しているか否かに関係なく、全員提出が必要です。

特別徴収を実施していない場合は、ケース 4 もしくはケース 5 に該当しますので、市町村の確認印を受けてください。

② 熊本県内に事務所等がない場合はケース 1 に該当します。ケース 1 にチェックマークを付記し提出してください。

③ 熊本市は区役所では対応していません。熊本市役所 2 階市民税課〈電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 8 1〉で対応します。

なお、その際は確定申告書の収支内訳書又は貸借対照表が必要とな

る場合がありますので、事前に持参すべきもの等を御確認ください。

- ④ 各市町村の住民税担当窓口へお問い合わせください。
- ⑤ 6ヶ月以内のいずれの月も領収書がない場合は、ケース3に該当します。市町村からの確認印が必要です。

〈14〉 社会保険等加入状況確認書について

- ① 私は個人事業主で加入義務がありません。提出は必要ですか。
- ② 私の事業所は、熊本県外で熊本県内には事務所等がありません。提出が必要ですか。
- ③ 領収書等を紛失しました。

- ① 加入義務がない方も、提出が必要です。
なお、加入義務は次のとおりです。
加入に関する詳しい内容については管轄する所管庁へ確認してください。

	健康保険・厚生年金	雇用保険
法人	従業員がいること	従業員がいること※2
個人	従業員が5人以上いること※1	従業員がいること※2
問い合わせ先	所管の年金事務所	所管の労働基準監督署又は 所管の公共職業安定所

※1 サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教等は除かれます。

※2 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）第6条各号のいずれかに該当する従業員は除かれます。

- ② 熊本県内に支店等がない場合でも提出してください。
- ③ 領収書等がない場合は、次のとおり納入証明が必要です。
健康保険、厚生年金：日本年金機構が発行する「納入証明書」
雇用保険：所管の労働局が発行する「労働保険料等納付証明」

〈15〉 更新申請後（令和7年11月以降）に法人名称等が変更になる予定です。
どうしたらいいですか。

更新は基準日（令和7年8月31日）の名称等で申請してください。
法人名称等の変更後に、変更届の手續（履歴事項全部証明書、印鑑証明書、
使用印鑑届、宛名及び代金の受領方法の申出書等の提出）が必要となります
ので、詳しくは管理調達課までご連絡ください。（管理調達課 直通：09
6-333-2581）

4 添付資料について

〈1〉 各種証明書は原本ですか。写しでもいいですか。

以下については原本で、発行日が3ヶ月以内のものになります。その他
の証明書は写しで構いません。

- ・（法人）登記事項証明書
- ・（個人）法務局の証明書、身分証明書

〈2〉 個人事業主の確定申告書の書類について

- ① 私は白色申告のため貸借対照表を作成していません。提出は必要ですか。
- ② 確定申告書はいつの年の分になりますか。

- ① 白色申告の方は貸借対照表の作成をされていない場合、申請書に記載
する自己資本額、総資本額、流動資産、流動負債の額は「0円」となり
ます。
- ② 令和7年の更新は、令和6年分の確定申告書の写しになります。